

証券コード 6314
平成23年6月13日

株 主 各 位

大分県大分市東大道2丁目5番60号
株式会社 石井工作研究所
代表取締役社長 石井 見 敏

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

このたびの東日本大震災被災地のみなさまには、心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、当社第33期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大分県大分市東大道2丁目5番60号
株式会社 石井工作研究所 本社ビル8階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第33期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知は当社ホームページ（<http://www.i-kk.co.jp>）にも掲載しております。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、法令及び定款第18条の定めに基づき、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。ホームページ掲載分につきましては、ご希望される株主さまには郵送させていただきますので、当社電話097-544-1001宛にお申し出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、年度初めにおいてアジア向け輸出や政策効果による耐久消費財の販売が好調で、生産が復調し、景気の持ち直しがみられました。その後、急激な円高やアジア経済の減速、さらには政策効果の剥落も加わって、輸出や生産が鈍化し、景気は昨秋より踊り場局面に入りました。しかし、年末頃より世界経済の再加速を背景に輸出や生産が急回復し、景気は踊り場を脱却しつつありました。

そのような中で、東日本大震災が発生し、設備被災や供給体制の寸断、電力不足等により生産活動が低下し、景気が落ち込みましたが、先行き生産活動や輸出の回復、政策効果を背景に景気の持ち直しが期待されております。

半導体業界では、年度前半においては政策効果もあってパソコンやスマートフォン、自動車、家電製品等の回復を主因に半導体需要が増加し、半導体メーカーは総じて増産体制を持続し、半導体製造装置の受注が回復傾向をたどりましたが、後半に入ると政策期限到来の影響もあって主力の薄型テレビやパソコン等が減速し、半導体製造装置の受注は伸び悩み、再び厳しい状況となりました。

このような環境のなかで、当社は半導体関連事業では、活発な受注活動と納期短縮を推進し、お客様のニーズに即した製造・開発に努めました。また、不動産、建築関係事業では、太陽光発電装置の販売に注力し、浄水事業では引き続き新製品の開発に努めました。

一方、経費節減策として、社員教育を継続実施して雇用調整助成金を受給し、また、購入品や材料等の価格低減に努めました。

しかしながら、後半における受注の伸び悩みから当事業年度の売上高は25億1千3百万円（前事業年度比47.8%増）、営業損失は1億9千5百万円（前事業年度は8億6千2百万円の営業損失）、経常損失は1億1千3百万円（前事業年度は8億5千1百万円の経常損失）、当期純損失は1億1千8百万円（前事業年度は8億8千6百万円の当期純損失）となり、残念ながら赤字脱却は出来ませんでした。

事業ごとの概況は次のとおりであります。

半導体関連事業は業界の動向を映じて、年度前半において受注が回復傾向にありましたが、後半には受注が伸び悩み、再び厳しい状況に転じました。全売上高の97.6%を占める半導体関連事業の売上高は、極めて不調であった前事業年度比では49.0%増加したものの、24億5千2百万円にとどまりました。

その他の不動産、建築関連事業及び浄水事業の売上高は6千万円（前事業年度比11.8%増）となりました。

（セグメント別売上高）

（単位：百万円）

セグメントの名称	第32期 平成22年3月期	第33期 (当事業年度) 平成23年3月期	前事業年度比
半 導 体 関 連 事 業	1,646	2,452	149.0%
そ の 他	54	60	111.8
合 計	1,700	2,513	147.8

② 設備投資の状況

当事業年度中においては、特記すべき設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中においては、特記すべき資金調達はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第30期 (平成20年3月期)	第31期 (平成21年3月期)	第32期 (平成22年3月期)	第33期 (当事業年度) (平成23年3月期)
売 上 高 (千円)	4,966,043	3,194,992	1,700,346	2,513,026
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	845,630	△6,936	△851,475	△113,685
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	475,796	△154,897	△886,173	△118,726
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	61円19銭	△19円92銭	△114円00銭	△15円27銭
総 資 産 (千円)	8,593,472	7,828,186	6,963,375	6,930,718
純 資 産 (千円)	7,250,532	6,956,131	6,008,401	5,862,667
1 株 当 た り 純 資 産 額	932円56銭	894円85銭	772円97銭	754円22銭

(3) 対処すべき課題

当事業年度前半において営業利益を計上したものの、後半は受注の伸び悩みから再び営業損失を計上することになり、3事業年度連続して営業損失を計上する厳しい事業経営を強いられました。

この赤字経営から脱却する対策として次年度において売上増強と経費節減を推進します。

売上増強としては①受注活動の体制強化による活発な受注活動の展開②社内各課の協力体制、支援体制の構築③納期厳守④立会検収合格率のアップ⑤新製品投入・新規事業の開拓を計画しております。

経費節減策としては①各受注ごとの利益の確保②不良加工部品の削減③適正な出張日数・人員の厳守④節度ある経費の使用⑤業務の正確性の向上、スピードアップ⑥設計の規格化、標準化の推進⑦技術の底上げをはかる⑧工程管理の徹底及び工期短縮⑨材料品、購入品の低コスト化等を推進します。

(4) 主要な事業内容 (平成23年3月31日現在)

セグメントの名称	主要営業品目
半 導 体 関 連 事 業	半導体製造装置・液晶関連装置・金型の設計製作、精密加工部品、プラスチック成形加工品の製作、プレス加工品、電装装置の設計製作
そ の 他	不動産事業、ホームエレベータの設計製作、太陽光発電装置の販売、環境改善機器の設計製作販売 (浄水装置、活水装置、海・淡水域・養殖場の水質改善装置の販売)

(5) 主要な営業所及び工場 (平成23年3月31日現在)

- ①本 社 大分県大分市東大道2丁目5番60号
- ②営業所
- 東京営業所 東京都港区
- 熊本営業所 熊本県熊本市
- ③工 場
- 大分曲工場 大分県大分市
- 杵築工場 大分県杵築市

(6) 従業員の状況 (平成23年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
267 (15) 名	8名減 (3名増)	39.5歳	17.8年

(注) パート及び嘱託社員は () 内に年間平均人数を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成23年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
(2) 発行済株式の総数 7,800,000株 (自己株式26,866株を含む)
(3) 株主数 3,277名
(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
有限会社 テク ト ロ ン	1,660千株	21.35%
石 井 見 敏	1,287	16.56
石井工作研究所従業員持株会	807	10.39
石 井 貞 憲	145	1.87
石 井 仁 海	131	1.69
株式会社 大 分 銀 行	124	1.60
石 井 光 明	114	1.47
エスアイエックス エスアイエス エルティーターイー	97	1.25
株式会社 ジ ャ フ コ	68	0.88
松 浦 兼 昭	61	0.78

(注) 持株比率は、自己株式(26,866株)を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成23年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	石 井 見 敏		(有)テクトロン代表取締役
取 締 役	石 井 仁 海	技 術 部 長	
取 締 役	石 井 貞 憲	営 業 部 長 兼 東 京 営 業 所 長	
取 締 役	辻 野 治 弘	総 務 経 理 部 長	
監 査 役	衛 藤 良 一	(常 勤)	
監 査 役	後 藤 末 弘		
監 査 役	姫 野 昭 雄		姫野税理士事務所所長

- (注) 1. 監査役後藤末弘氏及び監査役姫野昭雄氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、大阪証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役姫野昭雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	名 4	千円 63,053
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	12,762 (1,841)
合 計	7	75,815

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額(取締役 14,669千円、監査役746千円)を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役3名の使用人分給与相当額33,059千円は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成8年6月20日開催の第18期定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成8年6月20日開催の第18期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会(16回開催)		監査役会(11回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 後藤末弘	15回	93.7%	11回	100.0%
監査役 姫野昭雄	14	87.5	11	100.0

・取締役会における発言状況

監査役後藤末弘氏は、人材育成の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行なっております。監査役姫野昭雄氏は、税理士としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行なっております。

・監査役会における発言状況

監査役後藤末弘氏及び姫野昭雄氏は、それぞれ独立の立場で、且つ、専門的な見地より監査意見を形成し、議案の審議において、誠実に適切な発言を行なっております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役後藤末弘氏及び姫野昭雄氏ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 16,200千円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 16,200千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、監査契約の履行に伴い生じた当社の損失について、監査法人に故意または重大な過失があった場合を除き、会計監査人としての在職中の職務執行の対価としての財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額を損害賠償責任の限度としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、保存年限に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社の業務執行に係るリスクの把握と管理及び個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
- ②リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項をはじめ、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その審議を経て執行決定を行なうものとする。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、業務規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①法令遵守（コンプライアンス）体制の基礎として、創業理念、行動理念、経営方針をもとに法令遵守基本規程を定める。
社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制体制の構築・維持・向上を推進するとともに、法令遵守体制の整備及び維持を図ることとする。
必要に応じて各担当部署にて、規制・基準の策定、研修の実施を行なうものとする。
- ②内部監査部門として執行部門から独立した内部監査を担当する部署を置き、法令遵守の統括部署とする。
- ③取締役は当社における重大な法令違反その他法令遵守に関する重要な事実を発見した場合には遅滞なく取締役会、監査役会及び担当部署に報告するものとする。

- ④法令違反その他の法令遵守に関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする社内通報体制を整備・運用することとする。
- ⑤監査役は当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。

(5) 監査役による監査の適正性を確保するための体制

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を必要とする場合は、社長が当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行ない、監査役補助者の任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。
- ②監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。
- ③取締役は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供することとする。
- ④監査役は、社長と情報交換を行ない、また内部監査部門との連携をはかり、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行をはかることとする。
- ⑤監査役は、会計監査人に対して会計監査の結果等について随時説明及び報告を行なわせるとともに定期的に情報交換を実施することとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期について定めることとし、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ②社内通報体制の適切な運用を維持することにより、法令違反その他の法令遵守上の問題について監査役への適切な報告体制を確保することとする。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ①当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を堅持することとする。
- ②反社会的勢力からの接触を受けた時は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処することとする。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産 現金及び預金 受取手形 売掛金 有価証券 商品及び製品 仕掛品 原材料及び貯蔵品 前払費用 繰延税金資産 その他 貸倒引当金 固 定 資 産 有 形 固 定 資 産 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具、器具及び備品 土地 建設仮勘定 無 形 固 定 資 産 特許権 ソフトウェア その他 投資その他の資産 投資有価証券 前払年金費用 その他	流 動 負 債 支払手形 買掛金 未払金 未払法人税等 未払消費税等 未払費用 預り金 賞与引当金 製品保証引当金 その他 固 定 負 債 繰延税金負債 役員退職慰労引当金 負 債 合 計 純 資 産 の 部 株 主 資 本 資本金 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金 別途積立金 繰越利益剰余金 自 己 株 式 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 純 資 産 合 計 負 債 純 資 産 合 計
3,607,653	410,769
1,986,032	195,986
26,727	55,316
863,506	28,698
10,077	11,519
199,842	14,945
277,494	22,269
144,861	11,106
4,878	64,000
79,677	3,440
38,905	3,487
△24,350	657,282
3,323,065	191,065
2,726,560	466,216
740,218	1,068,051
24,855	
89,885	5,880,923
8,473	1,186,300
27,102	2,757,259
1,820,173	2,757,259
15,850	1,948,787
30,778	296,575
1,964	1,652,212
25,780	107,366
3,033	1,650,000
565,726	△105,153
286,668	△11,423
235,941	△18,256
43,116	△18,256
6,930,718	5,862,667
6,930,718	6,930,718

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		2,513,026
売 上 原 価		2,017,033
売 上 総 利 益		495,993
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		691,946
営 業 損 失		195,952
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	8,857	
投 資 不 動 産 売 却 益	64,655	
雑 収 入	10,315	83,828
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	202	
減 価 償 却 費	1,359	1,562
経 常 損 失		113,685
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	2,777	2,777
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	548	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	652	1,200
税 引 前 当 期 純 損 失		112,108
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,736	
過 年 度 法 人 税 等 戻 入 額	△3,263	
法 人 税 等 調 整 額	5,146	6,618
当 期 純 損 失		118,726

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成22年3月31日残高	1,186,300	2,757,259	2,757,259	296,575	112,879	2,450,000	△791,939	2,067,514	△11,412	5,999,661
事業年度中の変動額										
別途積立金の取崩						△800,000	800,000	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩					△5,512		5,512	—		—
当期純損失							△118,726	△118,726		△118,726
自己株式の取得									△11	△11
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△5,512	△800,000	686,785	△118,726	△11	△118,737
平成23年3月31日残高	1,186,300	2,757,259	2,757,259	296,575	107,366	1,650,000	△105,153	1,948,787	△11,423	5,880,923

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成22年3月31日残高	8,740	8,740	6,008,401
事業年度中の変動額			
別途積立金の取崩			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
当期純損失			△118,726
自己株式の取得			△11
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△26,997	△26,997	△26,997
事業年度中の変動額合計	△26,997	△26,997	△145,734
平成23年3月31日残高	△18,256	△18,256	5,862,667

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月13日

株式会社 石井工作研究所

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 吉 川 秀 嗣 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大 神 匡 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社石井工作研究所の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月20日

株式会社 石井工作研究所 監査役会

監査役（常勤）	衛藤良一	㊞
監査役	後藤末弘	㊞
監査役	姫野昭雄	㊞

(注) 監査役後藤末弘、姫野昭雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、安定的な配当を行なうことを基本方針としております。

また、内部留保につきましては、中長期の視点に立ち、将来の成長、発展のために必要な研究開発や設備投資に充当し、企業価値の向上を図りつつ、更なる利益配分の増大を進めていく方針であります。

配当につきましては、原則として1株あたり10円といたしておりますが、配当性向30%程度を目途として、業績に応じて増配を行なうことにしております。

当期は、厳しい経営環境のなか、前期に引き続いて損失を計上することとなりましたが、今後の事業展開等を勘案し、また、株主のみなさまへの利益還元の意義を重く認識し、次のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は77,731,340円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月29日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

当期の繰越利益剰余金に欠損が生じたため、その補填を目的として、次のとおり別途積立金の一部を取り崩したいと存じます。

①減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 200,000,000円

②増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	いしい みとし 石井 見 敏 (昭和10年8月15日生)	昭和39年8月 個人企業、石井工作研究所創業 昭和54年1月 石井工作研究所の株式会社への改組に伴い、代表取締役社長に就任 平成3年10月 株式会社九栄システム、株式会社大分エヌシーセンター及び株式会社石井工研産業と当社との合併に伴い上記3社の代表取締役を退任 平成10年2月 有限会社テクトロンの代表取締役に就任 現在に至る	1,287,653株
2	いしい さとみ 石井 仁 海 (昭和13年1月12日生)	昭和41年4月 石井工作研究所に入社 昭和54年1月 石井工作研究所の株式会社への改組に伴い、取締役工場長に就任 平成4年4月 取締役製造部長に就任 平成11年6月 設計部長（現技術部長）を兼任 平成17年4月 業務組織変更により取締役技術部長に就任 現在に至る	131,780株
3	いしい さだのり 石井 貞 憲 (昭和21年12月4日生)	昭和42年4月 石井工作研究所に入社 昭和54年1月 石井工作研究所の株式会社への改組に伴い、取締役営業部長に就任 昭和60年2月 東京営業所長を兼任 現在に至る	145,552株
4	つじの はるひろ 辻 野 治 弘 (昭和13年10月9日生)	昭和36年4月 株式会社大分銀行へ入行 平成5年4月 同行人事部付当社へ出向 平成5年6月 当社取締役総務部長に就任 平成5年10月 株式会社大分銀行定年退職、当社に入社 平成9年6月 経理部長を兼任 平成17年4月 業務組織変更により取締役総務経理部長に就任 現在に至る	33,836株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役後藤末弘氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
ごとう すえひろ 後藤 末弘 (昭和14年6月23日生)	昭和38年4月 九州大学工学部助手 に任官 昭和42年4月 大分工業高等専門学 校講師 昭和60年4月 同校機械工学科教授 平成15年3月 同校退官 平成15年6月 当社監査役に就任 現在に至る	— 株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 後藤末弘氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

3. 後藤末弘氏を社外監査役候補者とした理由は、永年大分工業高等専門学校機械工学科の教授として後進の指導にあたられた経験をもとに、人材育成の見地から、また、専門知識にもとづいて述べられた意見が当社の監査役監査に活かされており、今後も引き続き、貴重な経験や見識を監査役監査に活かしていただけるものと期待しております。

4. 後藤末弘氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

5. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社と社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

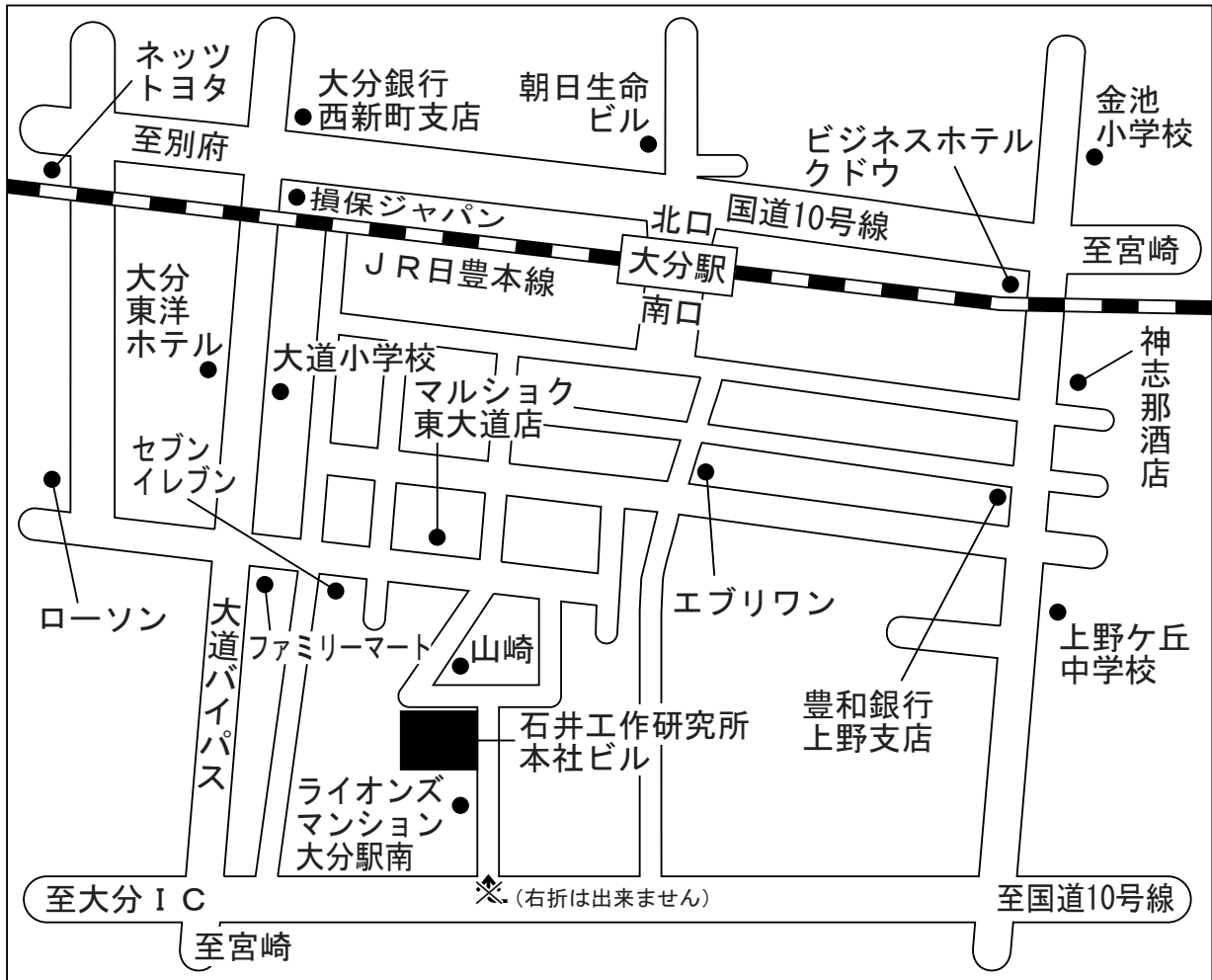
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

再任が承認され、社外監査役に就任した場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

株式会社 石井工作研究所
本社ビル 8階ホール
〒870-0823 大分県大分市東大道2丁目5番60号
TEL 097 (544) 1001



(交通のご案内)

JR大分駅南口より徒歩で8分かかります。

JR大分駅北口前、時計台下に午前9時00分より9時30分までの間にお集まりいただいた方は会場へ車でご案内いたします。

駐車場は準備しておりますが、大分駅南土地区画整理事業の進捗に伴い、道路の位置変更等が行なわれておりますのでご注意ください。